

## 議案第72号

清水町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年9月7日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町立学校設置条例の一部を改正する条例

清水町立学校設置条例（昭和43年清水町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。